

平成19年 第20回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成19年11月22日（木）午前9時01分

場 所：教育委員会室

平成19年11月22日

## 東京都教育委員会第20回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

第91号議案 東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画について

第92号議案 平成19年度東京都公立学校長等任用審査について

第93号議案 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

#### 2 報 告 事 項

(1) 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について

(2) 平成19年度東京都教育委員会職員表彰について

委員長	木村 孟
委員	米長 邦雄
委員	内館 牧子
	(欠席)
委員	高坂 節三
	(欠席)
委員	竹花 豊
委員	中村 正彦

事務局（説明員）	教育長（再掲）	中村 正彦
	総務部長	志賀 敏和
	学務部長	新井 清博
	人事部長	松田 芳和
	福利厚生部長	秦 正博
	指導部長	岩佐 哲男
	生涯学習部長	三田村 みどり
	人事企画担当部長	直原 裕
	特別支援教育推進担当部長	荒屋 文人
	教育政策担当参事	石原 清志
	学校経営指導・都立高校改革推進担当参事	森口 純
(書記)	教育政策室政策担当課長	黒崎 一朗

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから平成19年第20回定例会を開会させていただきます。

本日は内館委員と高坂委員が所用により欠席との届出をいただいております。

まず取材・傍聴関係でございます。報道関係は毎日新聞社1社のみであります。個人は5名の方からの傍聴の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、入室していただいでください。

### 会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人でございますが、竹花委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

### 前々回の会議録

【委員長】 前々回10月25日、第18回定例会の会議録につきましては、先日本配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第18回定例会の会議録については御承認いただいたということにさせていただきます。

前回11月8日、第19回定例会の会議録が机上に配布されておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

非公開の決定の件でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第92号議案から第93号議案及び報告事項（2）につきましては人事等に関する案件でございますので、非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については御了承いただいたということで取り扱わせていただきます。

## 議 案

第91号議案 東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画について

【委員長】 第91号議案、東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画について、説明を特別支援教育推進担当部長、よろしく願いいたします。

【特別支援教育推進担当部長】 第91号議案、東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画につきまして、説明させていただきます。

第二次実施計画は、3年前の平成16年11月に公表しました都における特別支援教育の推進に関する10年間の総合的な長期計画である東京都特別支援教育推進計画のうち、平成20年度から平成22年度までの3か年を期間とする実施計画でございます。東京都特別支援教育推進計画は、知的な遅れのない発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の教育に関する都民の期待にこたえるため、東京都立特別支援学校が抱える課題の解決及び区市町村立の幼稚園や小学校、中学校、区立特別支援学校、都立高等学校等における特別支援教育の充実への支援の在り方など、これからの都における特別支援教育の推進に関する展望を明らかにする総合的な計画でございます。

2の(1)計画の基本理念でございますが、一部の語句を修正したものの、貫く考え方は第一次実施計画で掲げた基本を変えないこととしております。

(2)長期計画と実施計画でございますが、平成16年度から平成25年度までの10か年の長期計画のうち、今回の第二次実施計画は平成20年度から平成22年度までの3か年の計画でございます。

3の第二次実施計画の具体的な展開でございますが、6項目を挙げております。

(1)は都立特別支援学校における個に応じた教育の充実でございます。障害特性に応じた教育課程の研究・開発を行うとともに、第一次実施計画で研究・開発をした知的障害特別支援学校における自閉症の障害特性に応じた教育課程による指導を、小・中学部を設置するすべての知的障害特別支援学校で推進してまいります。

また、自立と社会参加に向けまして、小学部からのキャリア教育を含む職業教育を

充実するとともに、大学への進学等、多様な進路希望にこたえる指導の充実を図り、民間と連携しました就労支援など、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援ができる整備体制を図ってまいりるものでございます。

(2) は特別支援学校の適正な規模と配置でございます。東京都特別支援教育推進計画の開始年度であります平成16年度の学校数55校1分校が、平成19年度現在、53校1分校となっております。第二次実施計画期間の最終年度となります平成22年度時点では55校となる予定でございます。

また、個に応じた新たなタイプの学校づくりの主なものといたしまして、知的障害が軽い生徒を対象といたしました特別支援学校高等部や視覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する特別支援学校及び知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する特別支援学校の設置を挙げております。この部分につきましては、後ほど第二次実施計画概要版の中での説明をさせていただきます。

(3) は特別支援学校の教育諸条件の整備でございます。教員の資質や専門性の向上等を目的としまして、特別支援学校教諭免許状の取得促進や教員の人事交流等の充実を図ってまいります。

(4) は区市町村における特別支援教育の充実への支援でございます。発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の教育ニーズに対応するため、幼稚園、小・中学校の特別支援教育体制整備への支援を推進してまいります。

(5) は都立高等学校等における特別支援教育の充実であります。高等学校や中等教育学校におきましても、校内の特別支援教育に関する委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など、特別支援教育体制の整備を図ってまいります。

(6) は一人一人を大切にする教育を推進するための都民の理解啓発の充実でございます。これまでに各学校が実施してきた理解啓発に関する取組をより一層充実させるとともに、全都的な視点に立って特別支援教育に関する理解啓発活動の充実を図ってまいります。

資料3 ページ目には参考といたしまして、第二次実施計画策定までの経緯を載せております。平成16年11月に東京都特別支援教育推進計画を策定し、当面の具体的な計画といたしまして、平成16年度から平成19年度までを期間とする第一次実施計画を現

在推進しているところでございます。平成18年12月には「10年後の東京」が公表されました。第二次実施計画の策定に先立ちまして、本年7月に本計画の基本的な考え方を示す、東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画の骨子案を発表し、その後、学校関係者等への説明及び意見募集を行ってきたところでございます。

次に、「東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画」の概要版を御覧ください。

6ページの「3 新たな連携体制の整備」を御覧ください。特別支援教育は、各種関係機関との連携が不可欠になります。

「(1) 教育機関と保健、医療、福祉、労働等他の分野との積極的な連携について」であります。アのエリア・ネットワークでは、発達障害を含む障害のある児童・生徒やその保護者に対しまして、総合的な支援を行うための連携システムであるエリア・ネットワークの定着を図ってまいります。

イの障害のある乳幼児に対する早期支援では、乳幼児健診などで障害が発見された乳幼児は、保健センター等による経過観察や病院、療育センター、障害児通園施設等での療育プログラムに基づく訓練を受けております。現在、乳幼児や保護者に対する支援に取り組んでいない特別支援学校においても、今後は地域の特別支援教育のセンター的機能を発揮しまして、こうした関係機関と連携した早期からの相談や支援に組織的に取り組めるよう、校内体制を整備してまいります。

7ページの「(2) 都立特別支援学校における就労支援」であります。都立特別支援学校では、小学部からのキャリア教育と連動し、教育内容・方法の改善を図るとともに、生徒の居住する区市町村の福祉、労働等の関係機関との緊密な連携を図り、これまで以上に効果的な就労支援を行ってまいります。

都立特別支援学校を支援するため、例えば、アの民間の活用による企業開拓等では、民間の活力を導入し、産業現場における実習先や雇用先の開拓及び確保を行う新たな就労支援のシステムを構築してまいります。開拓した企業の情報は、高等部を設置する都立特別支援学校で活用できる体制を整備してまいります。

(3) は特別支援教育の支援機能の充実でございます。イといたしまして、東京都特別支援教育推進室（仮称）の設置は、従来の東京都就学相談室の機能を拡大して、就学支援機能、情報提供機能、理解啓発機能、関係機関の連携調整機能等を備えるこ

といたしましたして、都における特別支援教育を推進する中核的な役割を担うものとしてまいります。

次に8ページを御覧ください。第2章の「2都立特別支援学校の適正な規模と配置」でございます。規模と配置の基本的な考え方は、各障害種別の学校数や在籍者数の増減、地域バランス等に配慮しながら適正化を図るというものでございます。

9ページを御覧ください。第二次実施計画で設置を計画している都立特別支援学校でございます。知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部と肢体不自由教育部門の併置校としまして、平成25年度に都立志村高等学校跡地を活用し、板橋学園特別支援学校（仮称）を設置するほか、平成27年度に都立水元高等学校跡地を活用し、東部地区学園特別支援学校（仮称）を設置する計画でございます。

視覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する特別支援学校としましては、久我山学園特別支援学校（仮称）を平成22年度に設置する計画でございます。

知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する特別支援学校としましては、府中地区特別支援学校（仮称）を平成24年度に、江戸川地区特別支援学校（仮称）を平成26年度に設置する計画でございます。

地域型の知的障害特別支援学校としまして、現在、中央ろう学校高等部が使用しております場所に、練馬地区特別支援学校（仮称）を平成24年度に、都立赤坂高等学校跡地を活用しまして、港地区第二特別支援学校（仮称）を平成26年度に設置する計画でございます。

以上で特別支援教育推進計画第二次実施計画につきまして、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

**【委員】** 特別支援教育推進担当部長の御説明を聞き、概要版、あるいは計画（案）を見る限り、非常に心ある、温かい計画書であると私自身は感じました。ともすれば、特別支援と言いながら、名目だけとか、表向きとか、建前とか、そういうことに走りがちな行政が、東京都教育委員会、教育庁の皆さん方がこれだけの温かいことを実施していこう、続けていこうということは、特筆すべきことだと思います。

特別支援教育推進担当部長に幾つか質問したいのですが、これは障害のある人が納税者として一生過ごせるようにしようという意図もおありだろうと思うのです。また、これが非常に大きなことだろうと思うのです。都立特別支援学校高等部の卒業生の一般就労の促進を図る取組、あるいは就労率の向上はどのように行っているのかお聞きします。

もう一つ、せっかく就労しても離職してしまう。原因が企業側の事情や職場の雰囲気ということもあれば、本人の気持ちということもあるのだろうと思うのです。都立特別支援学校を卒業した生徒に対して、どのように職場定着に向けた支援をなさろうとしているかをお聞きします。

【特別支援教育推進担当部長】 就労向けの指導に関しましては、既に各学校ともそれぞれ取り組んでおります。一つは、本年4月に開校いたしました都立永福学園養護学校がございますが、そこでは知的障害が軽い生徒、1学年100人で構成し、100人全員の就労を目指した教育課程をつくっております。そのために民間の事業者の方々や専門家に来ていただいて、子供たちの就労指導を行っているところでございます。

一方、地域型の養護学校におきましては、それぞれの学校で工夫を凝らしまして、就業のための授業やコース等を設置いたしまして、それぞれ進路指導の教員が就労に向けた指導を行っているところでございます。しかし、地域型の特別支援学校での就労率は約30パーセントでございまして、まだまだ伸びしろがあるのではないかと考えております。これからも是非30パーセントという率を少しでも上げられるように努力してまいりたいと思っております。

二つ目の職場定着の話でございしますが、原則といたしまして、就労した生徒に関しましては、それぞれの学校の進路指導の先生が3年間ほど生徒に対して支援を行っております。具体的には、企業と連絡をとったり、就職した生徒の相談を受けたり、できるだけ離職をしないような指導を行っているところでございます。また、卒業後の支援に当たりましても、その生徒の将来を見渡した形で、何が本当にその生徒に必要なのかというようなことを考えまして、個別の支援計画を策定することとしております。

【委員】 概要版の7ページの上から3行目、副籍の充実というのが出てまいりま

す。副籍というのは、建前と本音というのが当然あるのだろうと思います。副籍制度が実際にうまくいくように指導、助言をしていくのか、それとも実際にうまくいっているのか。その辺のことをお聞きしたいのです。

**【特別支援教育推進担当部長】** 副籍制度につきましては私たちが導入しまして、すべての区市町村にお願いしているところでございます。障害のある児童は生まれた地域で育っていくわけですが、現在の都立特別支援学校は、それぞれの地域に必ずしもあるわけではございません。何区市かを学区として設置している状況がございます。したがって、その区に生まれた子供が、必ずしもその区の地元の学校に行くということができませんので、私どもとしては養護学校に通いながら、同時に、本来なら通えるであろう地元の小・中学校に副籍という形で名前を登録してもらい、学校の授業や特別活動などの時間を利用して、その子供が特別支援学校だけでなく地域の学校、学級に入り、その地域の同年代の子供たちと交流をしたり、ともに学習したりすることをねらいとして導入した制度でございます。

しかしながら、副籍制度に関しましては、障害のある子供の保護者は強い希望を持っているわけですが、区や市においては温度差がございます。モデル地域であったあきる野市や調布市など幾つかの市では積極的に取り入れてもらっていますが、なかなか積極的になっていない区市もあると聞いておりますので、これからも、地域に住む一人の子供として受け入れていただくように、区市町村教育委員会に働きかけてまいりたいと思っております。

**【委員】** 最後に1点お聞きします。障害者の雇用には受け入れる企業の理解啓発が必要であろうと考えるのですが、企業向けのセミナーや啓発活動はどのようなことをしているのですか。

もう一つ、実施に当たっては教育庁だけの問題ではないのだろうと思うのです。知事部局も含めて、どのような連携をされているのか。その辺のことをお聞きします。

**【特別支援教育推進担当部長】** 企業の啓発セミナーに関しましては、平成19年度で3回目を迎えております。今年の夏には、200社を超える企業に参加していただき、実施いたしました。そこでは様々な先進的な取組をしている企業の人事担当者のお話を聞いたり、特例子会社を設立して障害者を雇用している企業の方々に来ていただき

まして、基調報告やパネルディスカッション等をいたしました。また、私どもとしては、企業の方々がまだ十分に理解されていないとっておりますので、様々な先進的企業がつくったビデオ等を上映したり、このような仕事であれば障害のある方も活躍できますというような具体的な例等をお示ししたりしているところでございます。

これからも就労についての啓発活動は、重要な一つではないかと思っております。知的障害に対する世間の社会的な理解がまだ十分に得られていないのではないかと思っておりますので、私どもとしては理解啓発ビデオ等を作成したり、企業にそうしたものを持って行って説明したり、学校の進路担当の教員がお訪ねして具体的なお話をしたりするような機会を今後作っていくことが大事ではないかと思っております。

二つ目の他局との連携ということでございますが、先ほど申し上げました企業セミナーに関しましても、障害者雇用を推進していくためには、やはり福祉保健局や産業労働局などこれからも連携を深めていく必要があるだろうと思っております。また、具体的な企業指導におきましては、東京労働局の御支援も是非必要だと思っておりますので、これからそうした他部局や国の機関との連携協力も更に努めてまいりたいと思っております。

**【委員】** 教育長もこの第二次実施計画に沿って、できるだけ力強く知事部局へ働きかけていただければと思います。

**【教育長】** 障害者をめぐる問題は、現状では国の縦割り、都庁内も縦割りで、従来は保健なら保健、健康なら健康、福祉なら福祉という観点で子供を見ていたのですが、やはり総合的に見ていかないと、問題は解決しません。小学校から高校まで我々は子供たちを預かっているわけですが、就学前からかかわっていかないと、スムーズに小学校生活ができない。また、高校を卒業した後も、我々が協力していく必要があります。例えば就業の問題にしても、在学中の健康状態がどうだったかということもありますので、当然、都庁内はもちろんです、国に対しても、地元に対しても、御理解をいただきながら、この計画を実施していきたいと思っております。

子供たちはもちろんですが、現在、障害のある子供を持つ保護者の方々が、自分が亡くなった後、どうなるのだろうという不安も抱えていますので、これで十分というわけではないですが、今までとは違うことをやっていきたいと思っております。

【委員】 この計画の趣旨、内容について、了とするものですが、財政上の裏付けが必要だと思うのです。既にこの計画については、財務局とは少し話をしたものであるのでしょうか。

【特別支援教育推進担当部長】 この計画で出している学校の設置等に関しましては、基本的に了解を得ております。

【委員】 それでは、基本的には財務局の応援が得られる見通しであるということですね。今の教育長のお話はとても大切だと思います。この計画が趣旨に沿って、また保護者の御意見も十分配慮しながら実践されるように、努力をお願いしたいと思います。要望でございます。

【委員長】 東京都の特別支援教育に対する取組は、他の46道府県に比べると進んでいると考えていいですか。

【特別支援教育推進担当部長】 基本的に進んでいると思います。

【委員長】 それでは、この件につきましては原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

## 報 告

### (1) 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の 制定依頼について

【委員長】 報告事項(1) 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について、説明を人事企画担当部長、よろしく願いいたします。

【人事企画担当部長】 この件は、いわゆる講師条例につきまして、改正条例の知事への制定依頼を、教育委員会の権限委任等に関する規則に基づきまして、教育長の臨時代理により処理しております。その報告でございます。

内容は、東京都全体で再雇用制度を原則として廃止することにしたことに伴いまして、新たに非常勤教員の制度を設け、これを講師条例に規定するものでございます。

再雇用制度の見直しにつきまして、この夏以降、東京都当局は職員団体と交渉を行ってまいりましたが、15日に妥結に至りました。妥結の内容は、これまで都では、退職後の雇用制度として再任用と再雇用の二つの制度を持っていたわけですが、このうち再雇用を原則として廃止しまして、再任用に一本化する。基本的にはそういう内容でございます。

では、教育職員につきましても、退職後の雇用を再任用に一本化できるのかということですが、再任用にはフルタイム勤務と短時間勤務の2種類があるわけですが、このうちのフルタイム勤務につきましては、年金支給が停止になるということで、現実を選択する教員は非常に少ないという現状でございます。これは行政系の職員でも同じでございます。

もう一つの短時間再任用ですが、こちらは常勤ではないために、学級担任はできないということで、小学校ではほとんど活用が難しいという状況があります。また、中学、高等学校は教科担任制ですので可能なのですが、元々再任用というのは教員定数内のものですので、その分、現役の教員が減ることになります。そこで、おのずと採用数には限界があるということでございます。

もちろん、単純に再雇用を廃止しますと、これまで教員定数の外で再雇用の活用により対応してきた業務の担い手を欠くことになりまして、教育の質の低下をもたらすことになるだろうと考えております。

そこで、対応ですが、東京都全体の方針にのっとりまして、もとより再任用制度につきましては、今後、できる限り拡充していく方針ではございますが、それでは足りませんので、新非常勤教員制度を設けるということでございます。新しい制度を、これまで再雇用が担ってきた業務のうち欠かせないものの受け皿にしていきたいと考えております。また、従来の再雇用は月13日勤務で、現実には授業のほかは補助的な業務しか担えなかったわけですが、新しい非常勤教員につきましては、原則月16日勤務としまして、授業以外の業務について、一人一人に職務内容を明確に示すなどしまして、積極的な活用を図っていききたい。それを教育の質の向上につなげていきたいと考えております。

制度の概要は記載のとおりでございますが、職務内容としましては、定数内の正規

教員では持ち切れない授業を持つほかに、校務分掌、副担任業務、教育相談や保護者対応、いわゆる小一問題への対応、若手教員への支援・助言など、このような業務を考えているところです。

この制度化のために講師条例を改正しまして、新しい非常勤教員をここに規定することとしました。改正条例の概要ですが、「日勤講師」が新しい非常勤教員に当たるわけですが、日勤講師を定義し、以下、勤務時間、休暇の付与、報酬の額、報酬の減額、費用弁償などにつきまして規定しております。施行は平成20年4月1日でございます。

なお、月当たりの勤務日数、休暇の付与日数、報酬の具体的な額などにつきましては、教育委員会規則で定めることにしております。教育委員会規則は現在調整中でございます。12月の教育委員会を目途に付議をしたいと考えております。

今後のスケジュールですが、12月の都議会第4回定例会で議決をいただきまして、12月から1月にかけて、今年度定年退職、あるいは勸奨退職をする教員等を対象に選考を実施しまして、来年4月からの任用につなげていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については報告として承ったということにさせていただきます。ありがとうございます。

## 参 考 日 程

### (1) 定例教育委員会の開催

12月13日(木) 午前10時 教育委員会室

1月10日(木) 午前10時 教育委員会室

【委員長】 今後の日程について、政策担当課長から説明をよろしくお願いたします。

【政策担当課長】 定例教育委員会の開催でございますが、次回は12月13日木曜日、

次々回は1月10日木曜日でございます。いずれも午前10時から教育委員会室にて予定しております。

以上でございます。

【委員長】 その他に何かございますか。

【委員】 よろしいですか。私から1点、指導部関係で、その対応を御検討願いたいと思う案件について、お話をいたしたいと思います。

2週間ほど前に、文部科学省が主催する都道府県・指定都市新任教育委員研究協議会がございまして、そこに私は出席し、その分科会で、いじめ、不登校対策について検討する会に参加してまいりました。その際、都の教育委員としてこの問題にどう取り組むかということの説明するための資料をつくることを要請され、指導部の方々とも少し議論をしながら作った文書がございます。

その内容は、いじめ問題について、私の取組の方向ということで以下4点を挙げております。

その一つは、いじめ問題を児童・生徒に教育する場合の内容、方法、素材等について、現状を掌握し、人間形成の重要課題としてすべての学校現場でしっかり対応させたい。

二つ目は、いじめの認知、報告、対応について、学校、区市町村教育委員会、都教育委員会相互の役割、責任を明確にし、連携のシステム化に努めたい。この二つ目の趣旨は、基本的に区市町村教育委員会が小学校、中学校のいじめ問題に対処しており、都の教育委員会はこれをサポートするという立場で、現状は対応が進められていると聞いておりますが、いじめ問題がしばしば学校において見逃される、場合によっては隠ぺいをしたと非難される事例もこれまで全国的には多々報じられている中で、学校においてどういうものを区市町村教育委員会にどの段階で報告するのか、東京都教育委員会にはどのような段階でどういうものをだれから報告するのか等を含めて、それぞれの役割をしっかりと明確にすることが大事ではないか。いろいろな事例が生じますが、だれの責任かがはっきりしないで、みんな頭を下げているという状況は不自然でありますし、法に照らして正しい対応ではなからうと思います。

こういうことを検討することで、いじめ問題の抑止を図るとともに、東京都教育委

員会としての責任をしっかりと議論して、東京都教育委員会としてやるべきことはしっかりやるということをはっきりさせておくことが大事ではないかということが二つ目の趣旨でございます。

三つ目は、いじめのうち犯罪、非行に当たるものについて、学校が家庭裁判所や警察とどのように連携すべきか。法に照らして現状の問題点と今後の方向性を検討したいと申し上げております。これについては、文部科学省の指導もこれまでのところあいまいでございます。東京都教育委員会はこの問題について、区市町村教育委員会、あるいは学校現場とどのように連携しているのか、指導をしているのか、私はまだ承知いたしておりませんが、学校の中で行われる犯罪や非行について、学校側がどのように他機関と連携をすべきなのか、あるいは連携すべきでないのかといったことが明確になりませんと、学校側の対応がばらばらになる。今までいじめ事件として報道されている北海道滝川市の事件、あるいは福岡県の事件についても同じであります、学校の中だけで処置しようとしたことが問題を深化させてしまったということも一つの反省としてあろうかと思えます。そうした点について、方向性を検討すべきだということが三つ目です。

四つ目に、緊急課題として、いじめに利用されている携帯電話に対する対応について、基本的な方針を示すとともに、児童・生徒、保護者及び教職員の啓発に取り組みせたいと言っております。携帯電話が頻繁にいじめに利用されている実態は、十分に把握しにくいものではありませんが、そうした実態が少なからずあるのではないかとと思われる現状に、東京都教育委員会としてどのように対処すべきなのかということを少し明確にして対応すべきではないかと申し上げております。

いじめの問題についてこの四つの点を記して資料を提出いたしました。いじめの問題は、こうした点について指導部において検討をお願いし、教育委員会の皆さん方に御了解いただければ、この問題について東京都教育委員会に対して報告を、しかるべき時期にしかるべき方法でお願いできればと思っております。

それから、不登校の問題です。私も対応策を先ほどのいじめ問題ほどには考え切れなかったのですが、平成18年度における中学校の不登校の率が3.24パーセント。これは1クラスに一人の不登校者がいるということになります。ただ、いろいろな不登校

があるわけでありまして、その実態をよく分析して、何が問題で、どの部分を取り組めば減らせるのか。減らすためには学校として何ができるのか。あるいは、学校以外のだれかに何かを頼めばうまくいくのか。親に対する対応は一体どうすべきなのかといったような点を、恐らく現場に即して実態をよく把握すれば、効果的な方策が出るはずだという観点で、提出した書類には、今の事態はこれまでの取組が十分効果を上げていないものと言わざるを得ないということを指摘した上で、不登校児童・生徒の実態、解消を妨げている理由は何かなどを十分掌握した上、抜本的な対策を検討したい。いずれ問題の重要性から、集中的な取組が必要と書いております。この点についても東京都教育委員会の了解がございましたら、委員会に対してしかるべき時期にしかるべき方法で御報告をいただければと思います。

既にこれまでの教育委員会で検討されていることもあろうかと思いますが、そこを全く承知せずに申し上げたわけでございますので、これまでの経緯も踏まえながら、教育委員会としての適切な措置をお願いしたいと存じます。

【教育長】 今お話しいただいた中には、既に東京都教育委員会で議論した部分もありますが、改めまして、いじめや不登校の現状、現在の対応策、例えば携帯電話などについては何も無いに等しいわけですから、今後の課題等について、教育委員会の席で御議論いただきたいと思っております。

【委員】 委員のお考えは非常に素晴らしいもので、そのようなものを公のところで議論することは大事だと思うのです。私自身の考えで、それを補足させていただきたいと思えます。

いじめの問題、あるいは不登校に関して、教育委員会、校長をはじめとする教師、警察が議論をしていると、ともすれば文部科学省が出てくる。その議論をマスコミが書くというようなことが行われているのです。当たり前のことですが、いじめの子供がいなくて、いじめられる子供がいなければ済むことなのです。要するに、この議論の中に当事者が入っていないということが決定的であって、一番大事なことは何かと云ったら、当事者意識です。当事者にどのように言っていくかということが大事であると思えます。

委員がいじめのところで4項目挙げられた4番目の児童・生徒の啓発。携帯電話を

持っているかということはさておき、いじめというものは一つの課題です。自らが課題を見付けて、自らが考えて、自ら結論を下すという授業があったはずですが、これはまさしく総合的な学習の時間の授業のはずなのですが、全員が学力低下だといってそちらの方へ走ってしまって、こういうものは伏せてしまう、ないということになっていますが、やはり学校というのは、ホームルームなどで、子供同士のコミュニケーションを図るとか、こういう部分を活かせるものは話したり、こういうことをしたらいけない、大勢で一人の者をいじめることは卑怯といって、それは義というものと違うことだと。それを授業としてとらえる、あるいは課外授業でも良いのですが、子供同士の会話、コミュニケーションということが非常に大事なことだろうと思うのです。

ですから、いろいろな方策を立てても、その中に当事者の子供が入っていないということが、教育界の一番の難点というか、今までやってきた中で一番劣っているとは言わないのですが、一番いけなかったことだろうと思うのです。いじめというのは子供が子供に対してやることです。いじめる子供をなくそうということと、いじめられたときにどのように対策を講じるか、この二つをきちんと子供たちに教えていって、子供同士で議論をしたり、分かり合ったりすることが一番大事で、あくまでも学校、教育委員会、警察というのは、周りから見ていてやんわりと指導していくということが大事だろうと私は思います。子供中心に考えていくということも、是非その場で発言していただいて、織り込んでいただければと思います。

**【委員長】** 英国でも相当いじめの激しいところがありますが、今、委員がおっしゃったように、それを子供たちに解決させるという試みを行っています。指導的なことができる子供たちを選んで、その子供たちに相談を受けさせる。特別な部屋をつかっておいて、そこへ遠慮なく来なさいというようなシステムを作ることによって、隠されていたいじめが相当発見できるようになったし、それによって全体的に良い方向へ向いているというドキュメンタリーがありましたが、これには感心しました。そのような方向も考えるということが必要ですね。

もう一つ、いじめにしろ、不登校にしろ、日本で一番欠けているのは、教育学者のかかわりが少ないということです。不登校については、さきほど委員が言われたように、中学校で3.24パーセントという統計は出ています。しかし、どういう種別の学校

で、どういう地域の学校で、どれぐらい起きているというデータはほとんどありません。例えば私立はどうか、ミッション系はどうかなど、そういう分析をするとかかなり実態が分かると思うのですが、それがほとんどできていない。その辺まで突っ込んでいかないと、根本的には解決しないと思っております。その辺のことを教育学者にも盛んに申し上げているのですが、こういうことを地道に取り組んでいただく方が少ないというのが実情です。

今日は委員から鋭い御指摘がありましたので、是非教育庁でお取組いただきまして、この場でまた議論したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、非公開の審議に入らせていただきます。

(午前10時24分)